

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書

平成29年7月7日、核兵器禁止条約が122カ国の賛成により国連で採択され、令和3年1月22日に発効した。令和6年1月末時点で、93カ国が署名し、70カ国が批准している。

本条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用とその威嚇など、核兵器に関わる活動を全面的に禁止し核廃絶を目指すとともに、被爆者や核実験被害者への援助の責任を明記した画期的なものである。

昭和20年8月、世界で初めて原子爆弾が広島と長崎に投下され、甚大な被害を受けた日本は、被爆者の方々を先頭に核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶のための働きかけを続けてきた。

本市も加盟している平和首長会議も一貫して核兵器廃絶と恒久平和を主要な目的として活動してきており、本条約の推進のためにも大きな貢献をしてきた。

今、世界は気候変動や感染症への対策などの地球規模の問題に直面している。

核兵器に膨大な資金を費やし、核兵器で他国を威嚇するのではなく、国境を越えて協力し合う安全保障体制の構築が求められている。

核兵器と人類に共存の道はなく、核兵器廃絶は世界中の人々の切なる願いである。

核兵器禁止条約への不参加は、日本国憲法に掲げる平和主義の理念に反しており、核兵器による被害者への援助を定める核兵器禁止条約に、唯一の戦争被爆国であり、被爆者援護法を定めた日本政府が貢献できることは大いにある。

よって、日本政府には速やかなる核兵器禁止条約への署名・批准を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月14日

鳴門市議会